議員案第1号

東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する意見書

東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する意見書を別紙のとおり提出する。

平成31年3月20日

提出者 矢板市議会議員 中 村 久 信 賛成者 " 小 林 勇 治 " 佐 貫 薫

東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する意見書

平成23年3月に発災した、福島第一原発事故により、福島県はもとより東日本の広範にわたる多くの自治体が「想定外」の事態により被災したことは、今後においても忘れえない事実である。

8年が経過した現在においても、避難生活を余儀なくされている方がいること、農畜作物の 出荷制限が依然として残っていることなど影響は多方面にわたり、被災した状況は、今なお継 続していると言わざるを得ない。当市においても、多くの市民が事故以前の生活を取り戻した とは言えない状況にある。

東海第二原子力発電所は、平成30年9月26日の原子力規制委員会の審査において基準に 適合しているとの判断を受けた。これを受けて当原発の立地自治体である東海村を含めた6市 村の合意を得た後、今後最長20年の稼働延長が認められる。

しかしながら、原子力規制委員会は「基準に適合しているか、否か」を判断する機関であり、「安全性」を判断する機関ではない。

また、国は稼働延長の住民合意を地方自治体に負わせるばかりか、事故時の広域避難計画の策定も自治体へ押しつけている。これは責任放棄ともとられかねない現状である。

原子力発電による電力供給が国策事業であるならば、「安全性の担保」と「広域避難計画」 は国が責任をもって判断するべきであり、このような状況での東海第二原子力発電所の稼働延 長には反対する。

よって、国においては、東海第二原子力発電所の稼働延長は認められるべきではないとの本 意見書の趣旨に沿った対応をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

栃木県矢板市議会議長 和田 安司

内閣総理大臣 経済産業大臣

あて

衆議院議長

参議院議長